

鳥取縣公報

昭和十七年九月八日
第一千三百六十六號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 縣令
防空従事者扶助金支給規程……………一頁
- 訓令
防空従事者扶助金支給規程施行手續……………四頁
- 告示
防空従事者扶助金支給審査委員會……………五頁
- 訴願裁決……………六頁
- 飲用牛乳、脱脂乳及クリーム最高販賣價格……………七頁
- 産婆登錄名簿取消者……………八頁
- 彙報
第一次木炭生産出荷増強期間……………八頁
- 水稻の病虫害防除を怠るな……………〇頁
- 甘栗南瓜の收穫に當りて……………二頁
- 豚及山羊の最高販賣價格例外許可……………二頁

縣令

◇鳥取縣令第六十五號

防空従事者扶助金支給規程左ノ通定ム

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

防空従事者扶助金支給規程

第一條 防空従事者扶助令ニ依ル知事ノ支給スベキ扶助金ノ請求

ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本規程ニ基キ提出スベキ書類ハ住所地所轄警察署長ヲ經
由スベシ

第三條 療養費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ其ノ支給ヲ受クベキ事
由發生後速ニ本人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者左ノ書類ヲ添付シ

第一號様式ニ依リ知事ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ

一 防空ノ實施ニ從事シタル爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル
事實ヲ認ムベキ證據書類(警察署長、市町村長又ハ所屬長

01037

ノ證明書

二 診断書(治療ノ方法、症狀ノ經過ヲ記載スルコト)
 知事前項ノ申請ヲ承認シタルトキハ第二號様式ニ依ル療養承認書ヲ交付ス

第四條 療養費ハ毎月一回(傷痍疾病ノ治療後ハ遲滞ナク)當該醫師其ノ他治療ヲ行ヒタル者ノ治療費明細書及療養承認書又ハ其ノ寫ヲ添付シ第三號様式ニ依リ之ヲ知事ニ請求スベシ但シ病院又ハ醫師ニ非ザル者ノ發シタル治療費明細書ニアリテハ醫療上ノ指示ニ基ク旨ノ醫師ノ證明書ヲ添付スベシ

前項ノ療養費ハ診察料、藥治料、注射料、検査料、處置料、手術料、入院料、文書料及看護並移送ニ要スル費用等ノ實費トス
 第五條 障害扶助金又ハ打切扶助金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ添付シ第四號様式ニ依リ之ヲ知事ニ請求スベシ

一 防空實施ニ従事シタル爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル事實ヲ認ムベキ證據書類(警察署長、市町村長又ハ所屬長ノ證明書)

二 請求當時ニ於ケル診断書(症狀ノ經過ヲモ併記スルコト)
 障害扶助金ノ改定ヲ請求スル場合ニ於テハ前各號ノ書類ノ外前ニ受ケタル障害扶助金額並支給年月日ヲ記載シタル書類ヲ添付スベシ

第六條 遺族扶助金又ハ葬祭費ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ノ書類ヲ添付シ第五號様式ニ依リ知事ニ請求スベシ

一 戸籍謄本(事實上婚姻關係ニ在リタル者又ハ防空従事者扶助令第四條第五號後段ノ者ニ在リテハ警察署長又ハ市町村長ノ證明書)

二 防空實施ニ従事シタル爲死亡シタル事實ヲ認ムベキ證據書類(警察署長、市町村長又ハ所屬長ノ證明書)

三 死亡ガ傷痍疾病ニ基因スル場合ハ其ノ經過ヲ記載シタル書類

四 診断書又ハ檢案書

第七條 知事扶助金支給ノ申請ヲ受理シタルトキハ審査ノ上第六號様式ニ依リ決定書ヲ申請者ニ交付ス

附 則

本令ハ昭和十七年九月八日ヨリ施行ス

第一號様式

療養申請書

住所

職業

氏名

年月日

年月日何處ニ於テ何々ニ従事中何々ニ因リ傷痍ヲ受ケ(何々

01038

及申請候
 (罹リ)タルヲ以テ療養ヲ開始致候條御承認程度關係書類添付

鳥取縣知事 殿

氏名

第二號様式

療養承認書

住所

氏名

年月日

年月日附申請療養ノ件承認ス

知事名

第三號様式

療養費請求書

年月日何處ニ於テ何々ニ従事中何々ニ因リ傷痍ヲ受ケ(何々ニ罹リ)

年月日承認ヲ得候療養費支給相成度關係書類相添及請求候

住所

職業

氏名

第四號様式

障害扶助金(打切扶助金)請求書

住所

職業

年月日何處ニ於テ何々ニ従事中何々ニ因リ傷痍ヲ受ケ(何々ニ罹リ)何々ト相成候條(障害扶助金)支給相成度證據書類相添及請求候

年月日

住所

職業

氏名

第五號様式

遺族扶助金(葬祭費)請求書

住所

職業

氏名

右者年月日何處ニ於テ何々トシテ何々ニ従事中何々ニ因リ

01039

(何々ニ罹リ)死亡致候ニ付遺族扶助金(葬祭費)支給相成度證
據書類相添(請求候

年 月 日

本籍

現住所

死亡者トノ續柄

氏名

鳥取縣知事

殿

第六號様式

防空従事者扶助決定書

住所

氏名

年月日

年月日付申請何々費(何々金)扶助金何圓也ニ決定ス

年 月 日

知事名

訓令

鳥取縣訓令甲第二十七號

警察部
警察署

防空従事者扶助金支給規程施行手続左ノ通定ム

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土肥米之

防空従事者扶助金支給規程施行手続

第一條 警察署長防空従事者扶助金支給規程(以下規程ト稱ス)

ニ基テ申請書又ハ請求書ヲ受ケタルトキハ記載事項ノ眞否防空従事者扶助令(以下扶助令ト稱ス)第二條各號ノ一ニ該當ノ有無又ハ同令第十條乃至第十二條ニ抵触ノ有無ヲ調査ノ上遲滯ナク知事ニ進達スベシ

第二條 警察署長規程第三條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査スベシ

一 扶助令第四條第一項ニ該當ノ有無

二 醫師ノ診斷書ハ適正ナリヤ

三 自己ノ重大ナル過失ニ因リ疾病傷痍ヲ受ケタルモノニ非ザルヤ

第三條 警察署長規程第四條ノ申請書ヲ受ケタルトキハ療養費明細書ハ正當ノモノナリヤヲ調査スベシ

第四條 警察署長規程第五條障害扶助金支給申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査スベシ

一 扶助令第四條第一項第二號ニ該當ノ有無

01040

一 身体ノ障害ハ自己ノ重大ナル過失ニ因リ傷痍又ハ疾病ニ罹リタルニ因ルニ非ザルヤ

二 障害ノ狀況並其ノ程度

三 醫師ノ診斷書ハ適正ノモノナリヤ

四 扶助金改定ノ申請ニアリテハ再發ノ狀況及障害ノ程度

第五條 警察署長規程第五條打切扶助金ノ申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査スベシ

一 扶助令第四條第一項第三號該當ノ有無

二 醫師ノ診斷書記載事項ハ適正ナリヤ

三 傷痍又ハ疾病ノ經過並爾後ノ見込

第六條 警察署長規程第六條遺族扶助金ノ申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査スベシ

一 扶助令第四條第一項第四號ニ該當ノ有無

二 申請者ハ扶助令第七條ノ規程ニ依ル遺族ニシテ同令第八條又ハ第九條ノ定ムル順位者ナリヤ

三 自己ノ重大ナル過失ニ依リ死亡シタルモノニ非ザルヤ

第七條 警察署長規程第六條ニ依ル葬祭費支給ノ申請書ヲ受ケタルトキハ左ノ事項ヲ調査スベシ

一 扶助令第四條第一項第五號ニ該當ノ有無

二 葬祭ヲ行ヒタル者遺族ニ非ザルトキハ死者トノ關係

告示

鳥取縣告示第五百九十六號

防空従事者扶助金支給審査委員會ノ件左ノ通定ム

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土肥米之

防空従事者扶助金支給審査委員會ノ件

第一條 防空従事者扶助令ニ依リ知事ノ支給スベキ扶助金ニ關シ必要ナル審議ヲナス爲メ縣ニ防空従事者扶助金支給審査委員會(以下單ニ委員會ト稱ス)ヲ設置ス

第二條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 委員會ノ委員長ハ知事ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員會ノ委員ハ左ニ掲グル職ニ在ル者ニ知事之ヲ任命又ハ委嘱スルモノトス

- 總務部長
- 警察部長
- 學務部長
- 警務課長
- 保安課長
- 衛生課長

01041

社會課長
庶務課長
會計課長

中部四十七部隊長ノ指名スル武官

其ノ他知事ニ於テ必要ト認メタルモノ

第五條 委員長ハ會務ヲ總理ス委員長事故アルトキハ委員長ノ指名スル委員委員長ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置キ知事之ヲ命ズ
幹事ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

鳥取縣告示第五百九十七號

西伯郡光德村大字倉谷五百拾貳番地林原忠一提起ニ係ル昭和十七年五月二十一日執行村會議員選舉ニ關スル異議申立決定不服訴願ニ付昭和十七年八月二十九日縣參事會ニ於テ左ノ通裁決アリタリ

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

裁 決 書

西伯郡光德村大字倉谷五百十二番地平民農業

訴 願 人 林 原 忠 一

右訴願ノ要旨ハ右訴願人ハ昭和十七年五月二十一日執行シタル西

郡光德村會議員選舉ニ於ケル當選者ナル林原忠一選舉ニ關シ同村大

字東坪二百一番地木下昇ヨリ當選ノ效力ニ關スル異議申立ヲ爲シタルニ對シ右村會ハ申立人ノ要求ヲ容レ訴願人ノ當選ヲ無効トスル旨決定シタルニ對シ之ガ決定ニ服スルコトヲ得ザルニ因リ右村會ノ與ヘタル決定ノ取消ヲ求ムト謂フニ在リテ其ノ理由トスル處ハ(昭和十七年五月二十一日執行シタル光德村會議員總選舉ニ於テ「木下」ト氏ノ記載シタル投票票アリタルハ他ニ「木下」ナル氏ノ選舉人在リテ町制第二十五條第四號ニ依リ被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノニシテ無効ナリ)本選舉會ヲ參觀シタルニ氏ノ記載シタル投票ハ他ノ立候補者ニ對シテモ「日野」野口」等ノ記載シタルモノアリタルヲ認メタルモ選舉立會人ハ之等モ前同様無効ト決定シタルヲ認メタリ、然レバ立會人ガ氏ノ記載シタル投票ノ總テヲ無効ト決定シタルハ本選舉ニ於テハ公平ナル決定ニシテ「木下」ト氏ノ記載シタル投票ハ無効トスルヲ適當ト認ムト謂フニ在リ

右ニ對スル光德村會ノ辯明ノ要旨ハ(一)村會議員選舉ニ對シテハ立候補届出ノ規定ナキモ選舉取締上事實届出ヲ爲ス實狀ニ在リ從テ「木下」ト氏ノ記載シタル投票ト雖モ立候補届出ヲ爲シタル者ニ對スル投票ト認メ有效トスルヲ相當トス(二)他ノ立候補者ニ對スル氏ノ記載シタル投票ノ在リタルハ之ヲ認ムルモ他ノ候補者ヨリハ異議ノ申立ナキニ依リ「木下」ト氏ノ記載シタル投票ニ

01042

仍テ前同様ノ理由ニ依リ有效トスト謂フニ在リ

仍テ町制第三十三條ニ依リ之ヲ受理シ審査スルニ(一)町村會議員

ノ選舉ニハ縣會議員ノ選舉ニ於ケルガ如キ議員候補者ノ制ナキコ

ト明カナレドモ今次執行ノ選舉ハ覺悟選舉貫徹ノ爲推薦制ヲ採用

セラレタルト將又選舉取締上立候補ノ届出アリタル事實ニ鑑ミ選

舉人ハ議員候補者トナリタル者ヲ選舉スルヲ通常トスルヲ以テ他

ニ同一ノ氏ヲ稱フル被選舉人アリトスルモ其ノ氏ノミヲ記載シタ

ル投票ハ反證ナキ限り候補者ニ立チタル者ノ得票ト認ムルヲ相當

トス(二)他ノ候補者ニ對シテモ氏ノ記載シタル爲無効トナシタル

投票アリタリトスルモ之等ハ何レモ當選ノ效力ニ影響ナキモノト

判定スルヲ以テ訴願人ノ主張ヲ採用スルヲ要セズ右ノ理由ニ依リ

裁決スルコト左ノ如シ

昭和十七年六月十七日木下昇ヨリノ當選ノ效力ニ關スル異議申立

ニ對シ光德村會ノ與ヘタル決定ハ之ヲ取消スベキ限リニ在ラズ

昭和十七年八月二十九日

鳥取縣參事會

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第五百九十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル飲用牛乳、脫脂乳及クリームノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年四月鳥取縣告示第二百三號ハ之ヲ廢止ス
昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 飲用牛乳

種 別 單位 卸賣業者最高販賣價格 小賣業者最高販賣價格

低溫殺菌 一合 七、八 一、一〇

高溫殺菌 同 七、五 一〇、〇

(一) 飲用牛乳トハ飲用トシテ販賣ニ供スルタメ牛乳營業取締規

則第一條第三項ノ處理ヲ爲シタル全乳ヲ謂フ

(二) 卸賣業者トハ飲用牛乳ノ販賣ヲ業トスル者又ハ飲用牛乳ヲ

業務用ノ原料若ハ材料トシテ使用スル者ニ對シ飲用牛乳ヲ販

賣スルコトヲ業トスルモノヲ謂フ

(三) 本表價格ハ容器代ヲ含マザル買主庭先渡ノ價格トス

(四) 停車場、船發着場等ニ於テ小賣業者ガ旅客等ニ對シ容器附

ヲ以テ販賣スル場合ハ一合當リ十二錢トス

(五) 食堂喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ飲用牛乳ヲ販賣スル

コトヲ業トスル者ノ最高販賣價格ハ本表小賣業者最高販賣價

格ニ依ルモノトス

二 脫脂乳 五〇〇匁當 最終最高販賣價格 八、〇

彙報

第一次木炭生産出荷増強期間

—九月より十一月まで三ヶ月—

(林務課)

大東亞戰下家庭燃料の大宗たる木炭の生産及び出荷の増強を圖り、國民生活の安定に遺憾なきを期するは喫緊の要務であるが、現下の情勢に照して本年度木炭の生産並に政府供出計畫の進行状況は相當憂慮すべき状況にある。依て今回企畫院、情報局、農林省、内務省、鐵道省、厚生省、遞信省、大政翼賛會協同主催の下に特に「木炭生産出荷増強期間」を設定し、その第一次増強期間を九月一日より十一月三十日までとし、目標を普通木炭に置いて製炭作業能率の増進、移動の防止を圖ると共に、副業者をして極力活動せしめる等増産に必要な措置を講じ、關係官民總力を擧げ効率的に結集して本計畫遂行に遺憾なきを期することとなつた。なほ必要に應じ第二次増強期間を設定される筈である。

- (一) 本表價格ハ概氏十五度ニ於テ比重一、〇三二瓦以上一、〇三八瓦以下ノモノノ價格トシ其ノ他ノモノノ價格ハ本表價格ノ半額トス
- (二) 本表價格ハ賣主店先渡中味賣ノ價格トス但シ容器附販賣ノ場合ニ於テモ荷造費及包裝費ハ賣主ノ負擔トス
- 三 クリーム
- 五〇〇匁當 最終最高販賣價格 三、二〇

- (一) 本表價格ハ脂肪率三三%ノモノノ價格トシ一%又ハ其ノ端數ヲ上下スル毎二十錢ヲ加減スルモノトス
- (二) 本表價格ハ賣主店先渡ノ價格トス
- (三) 本表價格ハ中味賣ノ價格トス但シ容器附販賣ノ場合ニ於テモ荷造費及包裝費ハ賣主ノ負擔トス

鳥取縣告示第五百九十九號

産婆登錄名簿取消者左ノ如シ

昭和十七年九月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

住 所 米子市尾高町七七番地

昭和十七年八月二十日廢業ニ依リ八月二十六日付名簿取消方出願ニ對シ八月三十一日取消

繩 不 き く

而して今次増強期間に當つては製炭報國手續制度の遺憾なき活用によつて製炭勞務の確保を圖り、その能率を極度に發揮せしめると共に、薪炭材需給調整規則の運用については必ずしもその適用の申請を俟つことなく、専ら積極的活用を圖つて民有製炭原木の入手を急速に促進せしめ、又製炭技術の向上及び普及を實施して、本年度四月以降の計畫量に對しても不足分は本期間に極力挽回し、且つ恒久的増産達成の基礎を培養すると共に輸送力の確保を考慮して手持滞荷を生ぜしめぬやう方途を講じ、優良生産者及び生産出荷團体に對しては表彰を行ふ等萬全を盡して目的を達成しようとするものであつて、その實施計畫の概要を記すと次の如くである。

實施計畫概要

一、推進組織

知事統率の下に關係部課、地方事務所、關係各廳及び關係團體を以て本事業遂行上必要な計畫、督促、通報等をなし得る推進組織を整備し、市町村に於ては市町村長を主班とし、縣木炭検査所係員が幹事役となつて警察署、營林署等の關係官廳係官及び市町村翼賛壯年團、森林組合、木炭生産出荷團體、輸送關係團體の係員を以てする推進班を急速に整備する。

二、原木・勞務

市町村推進班は當該市町村の生産割當量を確保するに必要な炭材の現状を吟味し、縣推進組織と連絡してこれが確保を圖ると共に勞務状況を吟味して、製炭報國手續の交付を受けて居る者は全員製炭を實行するの態勢に誘導し、且つ小出運搬等に要する製炭者の勞力を極力製炭に専念せしめ得るやう方途を講ずる。

三、生活必需品及び生産用資材

生活必需品及び生産用資材の配給方法を改善し、極力製炭業者の徒勞無からしめるやうにし、特に生活必需品はなるべく一ヶ月乃至二ヶ月分を一時に配給することとし、且つ米、味噌、糠、鰯等の生活必需品、地下足袋、燈油、木馬油、包裝資材、釘等の生産用資材は可能な限り増配を行ふ。

四、製炭技術の指導

製炭歩止りの向上を期するは原木、勞務の節約となり、且つ木炭増産上緊要のことであるから、右目的に適應する改良窯の急速なる普及を圖る。

五、製炭報國精神の昂揚

製炭關係の悪化して居る現状に對處して増産乃至減産の防止を圖るは極めて困難なことではあるが、これを克服して所期の目的

01045

を達成するには旺盛なる精神力を必要とし、特に時局認識の徹底を期することが大切である。よつて縣及び市町村推進組織は製炭者の報國精神を昂揚せしめる方途を講ずると共に、特に中央より時局認識を透徹してゐる人物の派遣を得て、製炭者及び其の團體の精神力昂揚に努める。

六、輸送

産地小運送、鐵道輸送及び機帆船輸送に關しては第一次戰時輸送強化期間の實施方策に準じて木炭の優先輸送の方途を講ずると共に、馬車、自動車等の輸送運賃の實質的値上りを防止し、特に計畫輸送の實施については適切な方途を講ずる。尙、必要に應じ政府の産地買上も實施される筈である。

七、表彰

本期間の割當生産目標並に政府供出目標に對して成績の優良な者には、農林大臣に於て表彰の途が講ぜられる。

八、慰安施設

本期間を通じ時局映畫、歌謡其の他よりなる演藝班を以て木炭増産戰士の慰安が行はれる筈である。

本年の水稻豊作疑ひなし

―病虫害の防除を怠るな―

(農務課)

食糧増産の掛聲も勇ましく不斷の努力を重ねた甲斐あつて、八月十五日現在に於ける本縣の稻作及び全國的の稻作は「良」と刻印せられて聖戰下に嬉しい増産譜を奏で、此許お百姓さんはかくし切れぬ悦びにひたつてゐる。

尤も一部の暴風に依る多少の被害もあるにはあるが、全般的に見て先づ豊作疑ひなしとされてゐるのは寔に喜ばしい次第である。

併し本年も病虫害の發生してゐる地方が見受けられるので、此の際稻熱病防除、葉鞘變色莖の刈取を行ひ、更に其の効果を大ならしめるため稗拔作業をも併せて實施せられたい。

尙ほ之等の作業を行ふに當つては、縣下各國民學校、青年學校等に於ても是非協力して増産確保の萬全を期せられるやう切望する次第である。

01046

甘栗南瓜の收穫に當りて

(農務課)

本縣では近年甘栗南瓜の栽培を奨励し、殊に本年は種子購入費の補助等をも行つて増産に努めたので、縣下全般に廣く栽培される頃は美しく實つて家庭によつては既に試食されてゐる向もあるかと思ふ。

しかし甘栗南瓜は在來の南瓜のやうに早く收穫して食用に耐へるものとは違つて、充分完熟させることが肝要であつて、出荷期も遅いのであるから、果皮の色澤が銹色を呈し、粉裝して果梗が裂目を現はして枯色となる頃に收穫するのがよいのである。收穫期は遅れても品質は益々向上するものであるから、早きに失することは最も忌むべきである。收穫したものはホルダー液のうわずみ液に浸漬して水を切つた後、濕氣のない處に貯藏して鼠害を被らぬやう注意する。

甘栗南瓜は明治中期から東北地方や北海道地方に家庭的に栽培されてゐたのを、昭和三十四年頃から埼玉縣を始め各地で栽培し市場に向けて出荷するやうになつたものであつて、元來は西洋種デリシヤス系のもので、各縣毎にこれが系統分離を實施してゐる

豚及び山羊の

最高販賣價格例外許可

(商工課)

昨年十二月農林省告示第九百八號及び第九百九號を以て豚及び山羊の最高販賣價格が指定せられたのであるが、今回價格等統制令第七條第一項但書の規定に依つて例外價格を許可せられることになつた。其の方針を記すと次の如くである。

◆ 豚

が、未だ固定に至つて居らず、本縣では肩が細く、尻の張つたもので、一頭の重量六―七百匁程度、頭皮に條溝がなく、表面が濃緑色の稍黒味を帯びたものを奨励してゐる。肉質は緻密で濃黄色甘味濃厚でよく貯藏に耐え、頭皮の色澤が變らないのが特徴である。

適地は壤土であるが砂丘地帯・黒ボコ地帯等にも優品を産し、縣下何れの地にも好適してゐる。連作も他の作物と違つて結構であつて、寧ろ連作によつて品質を向上せしめる位であるから、今後も努めて栽培するやう今より留意を望む次第である。

一、價格等統制令第七條第一項但書の規定に依つて行ふ例外許可方針は次の如くである。

(一) 例外許可をなし得る豚は次の各號の一に該當する純粋種であること

- (イ) 血統及び体型の優良な輸入種豚
- (ロ) 右の種豚を父母として生産せられた体型の優良なもの
- (ハ) 前各號の種豚を父とし血統体型及び蕃殖能力極めて優良なものを母として生産せられた体型の特に優良なもの
- (ニ) 畜産奨励規則に依る共進會等に於て農林大臣より三等賞以上の褒賞を受けたもの
- (ホ) 道府縣の行ふ種牡豚検査に合格したもの
- (二) 例外許可の申請書は畜産組合を経て知事宛に提出すること
- (三) 例外許可を受けた豚に付て取引を終つた時は申請者は直に報告書を畜産組合を経て知事宛に提出すること
- (一) 最高販賣價格の指定に伴ひ豚の取引方針は次の如くである
- (一) 血統證明のある豚を取引する場合は必ず當該豚の血統證明書を付けること
- (二) 右の血統證明書は當該豚につき實地調査の上体型の優良なパークシャー種並にヨークシャー種等の純粋種に對して交付する
- (三) 血統證明ある豚及び例外許可を受けた豚には必ず明確な耳標を付けること

◆ 山羊

一、價格等統制令第七條第一項但書の規定に依つて行ふ例外許可方針は次の如くである。

- (一) 例外許可をなし得る山羊は次の優良種であること
 - (イ) 血統及び体型の優良な輸入種山羊
 - (ロ) 右の種山羊を父母として生産せられた体型及び能力の優良なもの
 - (ハ) 前各號の種山羊を父とし血統の證明ある山羊(甲級)を母として生産せられた体型及び能力の特に優良なもの
 - (ニ) 畜産奨励規則に依る共進會に於て農林大臣より三等賞以上の褒賞を受けたもの
 - (三) 例外許可の申請書は畜産組合を経て二通知事宛に提出すること
 - (二) 例外許可を受けた山羊に付て取引を終つた時は申請者は直ちに報告書を畜産組合を経て知事宛に提出すること
 - (一) 最高販賣價格の指定に伴ひ山羊の取引方針は次の如くである
 - (一) 血統證明のある山羊を取引する場合は必ず當該山羊の血統證明書を付けること
 - (二) 右の血統證明書は當該山羊に付き實地調査の上甲級にあつては体型及び能力の特に優良なザーン種に對して交付することとし、乙級にあつては生産地の畜産組合で体型及び能力優良で蕃殖の用に供すべきものに限り交付すること
 - (三) 血統證明のある山羊及び例外許可を受けた山羊には必ず明確な耳標入墨等の標識を付けること
 - (四) 昨年十二月の農林省告示第九百九號三に依り妊娠牝山羊を最高販賣價格に三割以内の額を加算して取引する場合は必ず妊娠四ヶ月以上であることの證明書及び之と交配した種牡の區分を明記した種付證明書を付けること
- 尚ほ、申請書及び報告書様式に付ては各地方事務所、各警察署、各市町村役場、各郡市畜産組合、縣畜産組合聯合會に問合せられたい。

昭和十七年九月八日印刷
昭和十七年九月八日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市大字古海
印刷所 鳥取刑務支所